

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

システム管理を外部の業者に委託しているが、契約内容に秘密保持の条項を盛り込んでいる。

## 評価実施機関名

広島県大竹市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の管理、認定、給付、保険料賦課等の事務を行っている。特定個人情報ファイルについては、申請や届け出に関する確認、資格管理、認定情報管理、給付管理、受給者台帳管理、賦課管理に使用し、また、給付制限事務に必要な情報を得る等の場合にも使用する。
③システムの名称	・住民情報システム(介護保険料) ・住民情報システム(収納管理) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、住民情報システム(収納管理)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一 100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 デジタル庁令第9号/総務省令第9号 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、133、144、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 健康福祉部 地域介護課 ・ 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	地域介護課長 ・ 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 地域介護課 介護高齢者係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2144) 大竹市 健康福祉部 地域介護課 地域支援係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-6226) 大竹市 市民生活部 税務課 収納係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2127) 大竹市 市民生活部 税務課 市民税係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2128)

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 特に力を入れている              2) 十分である              3) 課題が残されている           </p>
8. 人手を介在させる作業	
	[      ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 特に力を入れている              2) 十分である              3) 課題が残されている           </p>
判断の根拠	申請書等に個人番号欄があっても、直接事務に使用しない場合はマイナンバーを書いてももらわないようにしている。マイナンバーの有り無しに関わらず、個人情報が記載された書類は施錠して保管している。マイナンバーが含まれているデータを人手を介在させるような作業はない。

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: left;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	申請書等に個人番号欄があっても、直接事務に使用しない場合はマイナンバーを書いてもらわないようにしている。

